

## 第六次東大和市地域福祉計画策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名称

第六次東大和市地域福祉計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 目的

東大和市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する行政計画である。現行の第五次計画の期間が令和2年度をもって終了することから、令和2年度末までに「第六次東大和市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定する必要がある。については本計画の策定支援業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に委託し、円滑に遂行することを目的とするものである。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

### 4 業務内容

本計画策定にあたり、まず策定の第1の方針として現行計画の中で対応してきた地域福祉の現状と課題を整理、第六次計画に引き継ぐものとする。

次に策定の第2の方針として社会福祉法改正に伴い、地域福祉計画が福祉分野の各種計画の「上位計画」として位置づけられたことから、これに関して新たに定めることが義務化された「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」をはじめ、本市の各福祉計画に盛り込まれていない課題等について検討を行ない、地域共生社会の実現に向けた内容を本計画に盛り込む。

さらに策定の第3の方針として成年後見制度利用促進基本計画について、社会福祉法人東大和市社会福祉協議会の取組を踏まえた上で、本計画内に含有する形で制定する。

これら上記の策定の第1から第3の方針を本計画内に実現するものとして、国の基本指針や東京都地域福祉支援計画に即して、市と協力し情報を共有しながら、専門的な見地から、概ね次の業務を行うものとする。

#### 【平成31年度】

##### (1) 地域福祉ニーズ調査等の実施

###### ① 調査票の作成及び印刷

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に対する意識やニーズ、また、地域団体等（町会、自治会、社会福祉協議会、民生委員等）の実態を把握するための地域福祉ニーズ調査等を実施する。内容は、市と協議のうえ決定し、調査票の作成及び調査票の印刷を行う。

ア 調査実施件数（予定）

区分	件数（見込）
20歳以上の男女	3,000人

※調査件数は、市と調整のうえ増減できるものとする。

イ 調査の方法

- ・調査票の郵送送付・郵送回収の方法で行うアンケート調査
- ・無記名での回答

② 調査票の発送

発送用及び返信用封筒の作成、封入・封緘、宛名ラベルの作成・貼り付け作業、発送・回収（郵送料受託者負担）を行う。なお、調査対象者の抽出は、市が行う。

③ 集計・分析

調査結果の集計（単純集計、属性（年齢別等）クロス集計、その他必要に応じて設問間クロス集計）及び結果分析・考察を行い、報告書（5「成果品」参照）を作成する。

(2) 福祉5計画策定方針のとりまとめ

本計画と同時に策定作業を行う福祉5計画に関して、令和2年度の策定に向けた事前の策定方針についてを各計画ごとのアンケート調査等をふまえた上で、総合的にとりまとめる。なお、とりまとめについては、本計画をその他の福祉4計画の上位計画として位置づけるものとし、報告書（5「成果品」参照）を作成する。

【令和2年度】

(3) 基礎資料の作成

国や都、市の各種統計や各種アンケート調査の結果報告書等の内容を踏まえ、市と協議の上、本計画の期中やそれ以降における市の地域福祉を取り巻く状況推移の予測、その他本計画の策定のために必要があると認められる各種資料を作成する。

また、本計画の策定に関する国や都の通知や指針、制度改正等の内容等について情報収集を行い、資料を作成し、市と情報共有をすること。

(4) 市の施策・事業の実施状況の分析、評価等

現行計画における地域福祉の施策の基本方針〈目標〉に基づく取組項目の実施状況の分析、評価について、とりまとめを行い、現行計画の総合評価を行う。

また、(1)及び(2)の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討する。

(5) 基本理念の設定

市の地域福祉全般の体系について把握・分析・整理するとともに、本計画を各種福祉分野の「上位計画」に位置づけるにあたり他の福祉関連計画との調整を図り、総合的な基本理念の設定を行なう。加えて東大和市総合計画等、福祉以外の関連する他計画との調整を行い、整合性

を保つものとする。

(6) 東大和市成年後見制度利用促進基本計画の設定

成年後見制度の利用の促進に関する法律で規定のある成年後見制度の利用の促進に関する施策(東大和市成年後見利用促進基本計画)を次期計画内で設定する。

なお設定にあたっては、国及び都の方針、各種統計や各種アンケート調査の結果報告書等の内容を踏まえ、市と協議の上で設定する。

(7) 計画の骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

(8) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関する助言を行う。

(9) 市民説明会等への支援(3回程度を予定)

市が開催する市民説明会に出席し、次期計画についての市民意見等を記録し、取りまとめの支援を行う。各回に1名以上の人員を配置する。

(10) 本計画の原稿作成及び印刷

市と内容の協議のうえ、本計画の計画書の原稿を作成し、印刷を行う。(5.「成果品」参照)

**【平成31年度、令和2年度共通】**

(11) 地域福祉審議会の運営支援

地域福祉審議会(平成31年度、令和2年度で計10回程度開催予定)の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関する説明、助言等の支援を行う。

5 成果品

受託者は、各年度の末日までに、次に掲げるものを成果品として納品しなければならない。なお、成果品の著作権は、東大和市に帰属するものとする。

**【平成31年度】**

(1) 地域福祉ニーズ調査等報告書 300部

(A4版、左横無線とじ、表紙：特厚口、1色刷り)

(2) 福祉5計画策定方針報告書 300部

(A4版、左横無線とじ、表紙：特厚口、1色刷り、同時に策定する福祉5計画の策定方針をまとめたもの)

(3) データCD 2組

(ケースに収納し、ラベルに件名を表示する。PDFファイル及びMicrosoft Wordファイル形

式のもの)

【令和2年度】

- (1) 第六次東大和市地域福祉計画の報告書 300部  
(パブリックコメント用・A4版・1色刷り・10ページ程度)
- (2) 第六次東大和市地域福祉計画 300部  
(A4版・表紙フルカラーコート紙・2色刷り・製本・60ページ程度)
- (3) 第六次東大和市地域福祉計画 概要版 300部  
(A4版・一部色刷り・15ページ程度)
- (4) データDVD 2組  
(ケースに収納し、ラベルに件名を表示する。PDFファイル及びMicrosoft Wordファイル形式のもの)

6 成果品検査

各年度の成果品については、完成時点で速やかに納品すること。受託者は各年度の業務完了後、市の検査を受けるものとし、検査の結果本業務に適合しない場合には、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者が負担するものとする。

7 委託料の支払い

市は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して30日以内に年度毎に一括して委託料を支払うものとする。

8 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、地域福祉計画及び策定に関する国の法制度に熟知し、調査・計画策定の実績を有する者（研究員等）2名以上を確保し正副担当者として行うこと。
- (2) 受託者は、国、都および東大和市が示す日程に従い業務工程表を作成し、作業の進捗状況を1ヶ月ごとに東大和市に報告するとともに、東大和市の指示に速やかに対応するものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、市と受託者の協議により決定するものとし、その他不明な点は、市の指示によるものとする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (5) 受託者は、当該業務の実施にあたっては、東大和市個人情報保護条例（平成17年東大和市条例第33号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。